

犯罪報道のフレーム分析*¹

Framing Analysis of Criminal Reports

大谷奈緒子	Naoko OTANI
四方 由美*	Yumi SHIKATA
川島 安博**	Yasuhiro KAWASHIMA
小川祐喜子***	Yukiko OGAWA

はじめに

本稿では、前稿の「時間・空間フレームにおける犯罪報道研究」（『東洋大学社会学部紀要』第53-1号）に続き、犯罪報道での個人情報およびプライバシー情報の取扱いについて考察するとともに、過去の類似事件の報道と比較を行った。また、犯罪報道を分析する新たな試みとして、「猪瀬東京都知事政治資金問題」（2013年11月）の新聞報道を対象に、W.Russell Neumanら（1992=2008）が提示したニュースストーリーの構造シンタックスを援用したメディア・フレームを用いた分析を行った。これはフレーミングを用いた犯罪報道研究の精緻化を試みたものである。

1. 研究に至る経緯

これまでの犯罪報道をめぐる問題は、報道される者の人権やプライバシーという観点から議論されてきたが、その実証研究や効果研究は十分とはいえない。また、犯罪をめぐる法制度の変化や多メディア時代における情報環境の変容などに伴い、多方面から犯罪報道について考察する必要があるといえる。牧野智和（2012）は、過去の犯罪報道研究を整理し、犯罪報道の実証研究および効果研究が十分に積み重ねられていない点を指摘している。

そこで、筆者ら犯罪報道の研究グループは、報道メディア（新聞、テレビ、雑誌）の内容分析と、報道の受け手となる人びとが犯罪報道をどのように捉え、解釈し、評価しているのか、知る権利の担保をどのように考えているのかについて把握するため、受け手を対象とした犯罪報道に関する質問紙

*四方由美 宮崎公立大学

**川島安博 東洋大学現代社会総合研究所

***小川祐喜子 東洋大学

調査を実施し、日本における犯罪報道の実際と問題点に関する実証研究を行った。

その研究調査のうち本稿では、前稿と同じく犯罪報道において個人情報およびプライバシー情報がどのように取扱われているかと、犯罪事件がどのようなメディア・フレームによって人びとに報じられているかの二つの点に着目した。

なお、メディア・フレームによる分析では、マス・メディアによる議題設定機能 (McCombs, M. E. & Shaw, D. L., 1972=2002) やフレーミング効果 (Entman, R. M., 1993) を参考にした。議題設定機能はどのような事件が強調して伝えられるか知ること、フレーミング効果はテキストの中で何がより際立たせられているかを明らかにすることに寄与し、いずれもマス・メディアによる事柄の選択と顕在化に関わるといえる (竹下俊郎, 2003)。

また、フレーミングの定義として、Entman, R. M. による「認識された現実のある側面を選択し、それらを伝達するテキストの中でより際立たせることであり、そうすることによって、何が問題なのかの明確化、因果関係の解釈、道徳的評価、そして、あるいは望ましい対処方法を促す」(Entman, R. M., 1993) を用いた。

2. 問題の所在

前稿では「三鷹ストーカー殺人事件」(2013年10月)の新聞報道の分析を行い、二つの側面から結論を得た。

一つは、個人情報やプライバシー情報についてで、まず被疑者、被害者ともに実名報道される傾向にあった。住所が開示される割合では被疑者が被害者を上回る一方、性別や年齢など個人属性に関する情報の掲載率は、被疑者は被害者に比べて高くなかった。また、「秋田児童連続殺人事件」(2006年4月)の新聞報道に比べ、「三鷹ストーカー殺人事件」では開示情報が少なくなっている。

二つ目は、水野志保 (2005) のコーディングルールを参考に設定した時間フレーム(「過去」「現在」「未来」)と空間フレーム(「個人」「コミュニティ」「社会」)を用いた分析から導き出された。時間フレームでは「現在」フレームの記事が多く、空間フレームでは「個人」フレームの記事が多い結果となった。また、二つのフレームを掛け合わせると、「個人」×「現在」フレームの記事が最も多く、次いで「社会」×「未来」フレームの記事が多かった。水野 (2005) が分析した「佐世保・小6死亡事件」と比較すると、「三鷹ストーカー殺人事件」の記事は、「過去」フレーム(とりわけ「個人」×「過去」フレーム)と「社会」×「未来」フレームの記事が多いことが特徴的であった。

「個人」×「過去」フレームの記事が多いことは、事件に直接関係のない個人の過去を伝えていることを意味し、人びとの事件や被疑者に対する心象に影響を与えるといえる。また、「社会」×「未来」フレームの記事が多い点については、「改正ストーカー規制法」(2013年6月成立)など当時の社会状況が記事内容に反映され、ストーカー対策や警察の在り方について言及する記事が多いことを示

している。

以上のように前稿ではいくつかの結論を得たが、これらは事例分析ということもあり、犯罪・事件の性質により結果が異なることも想定される。それゆえ、犯罪報道での個人情報およびプライバシー情報の掲載がどのように取扱われるかについて明らかにするには、より多くの事例研究が必要である。本稿では研究を精緻化するため、「三鷹ストーカー殺人事件」と同じ時期に発覚した性質の異なる事件を事例としてフレーム分析を行うこととした。なお、分析で用いるメディア・フレームの設定にあたっては、「何が問題なのかの明確化、因果関係的解釈、道徳的評価」を検討するために効果的と考える W. Russell Neuman ら（1992=2008）が提示するニュースストーリーの構造シンタックスを援用した。

3. 分析対象事件の概要と経過

本稿では、近年の政治事件の犯罪報道の事例として、2013年11月22日に報道され発覚した猪瀬直樹前東京都知事の事件を取り上げる。本事件は、猪瀬直樹前東京都知事が、医療法人「徳洲会」グループ理事長の次男、徳田毅前衆議院から5千万円を受け取った問題で、選挙運動費用の収支報告書に記載していなかったために公職選挙法（収支報告書の虚偽記載）で罰金刑に処された事件である。

本事件が明らかになるきっかけとなった事件が「徳洲会事件」である。「徳洲会事件」とは、日本最大級の医療グループをめぐる公職選挙法違反容疑事件である。東京地検特捜部は2013年9月に家宅捜査、同年11月12日に入院中の前理事長を除く長女ら6人を逮捕した。

本事件の当事者である猪瀬前東京都知事は、2012年の11月上旬に知人とともに入院中の徳田虎雄徳洲会前理事長に対して都知事選に立候補する考えを伝えた。徳田前理事長は、全身の運動神経が衰える筋萎縮性側索硬化症（ALS）で声を発することができないため、秘書を通じて支援を表明、その後、徳洲会から猪瀬前東京都知事側に5千万円が提供された（『毎日新聞』、2013年11月22日夕刊）。

2013年11月21日に「徳洲会」グループが、東京都知事選前（2012年12月）に猪瀬前東京都知事側へ5千万円を提供していたことが複数関係者の話でわかり（『朝日新聞』、2013年11月22日朝刊）、事件が発覚することとなった。

本事件が報道されて以降、猪瀬前東京都知事は、5千万円が「選挙資金ではなく、個人的な貸し借り」であることを強調、2013年11月26日午前には急遽開かれた会見では自筆署名入りの「借用書」を示し、5千万円の貸し借りの経緯を説明した（『朝日新聞』、2013年11月26日夕刊）。しかし本会見での説明は、複数の疑問を解消するには至らないものであった。2013年12月9日、猪瀬前東京都知事は、都議会総務委員会で1年間の給料を返上する意向を示したが、現金授受については「記憶にない」という発言を繰り返した。その後も猪瀬前東京都知事は、記者会見などの場での事件に関する説明を拒否し、口を閉ざした。医療法人「徳洲会」グループから5千万円を受け取ったことについての追及が

続くなか、猪瀬前東京都知事の辞任論が強まり、就任から1年の2013年12月18日に辞任の意向を固め、翌日に辞任を表明、25日に辞職するに至った。

その後、東京地検特捜部は2014年3月28日に、猪瀬前東京都知事を公職選挙法（収支報告書の虚偽記載）の罪で略式起訴した。東京簡裁は、猪瀬前東京都知事に虚偽記載罪の罰金刑の上限50万円の支払いを命じた。猪瀬前東京都知事は、即日納付し会見、そこで自ら徳洲会側に1億円要求したことを初めて明かしたのである。猪瀬前東京都知事は、5千万円が「私的な借金」とする主張から一転、「選挙資金の側面がある」ことを認めた（『朝日新聞』、2014年3月29日朝刊）。

一連の「徳洲会事件」のうち、猪瀬直毅前東京都知事が「徳洲会」から5千万円を受け取った問題について、本稿では「猪瀬東京都知事政治資金問題」と表記する。

4. 分析

（1）分析の概要

①分析期間と記事抽出の方法

本稿では「猪瀬東京都知事政治資金問題」を事例とし、公人の犯罪報道の現状をさらに追究し、犯罪報道の在り方と問題点について検証を行った。その際、過去の報道と比較する視座をもつために、既存の政治・経済事件の報道研究の中から、2000年代の「鈴木宗男の政治資金に係る事件」（島崎哲彦ほか、2013）を事例として取り上げた。

「猪瀬東京都知事政治資金問題」の分析対象となる記事は、第一に、「朝日新聞」のデータベースを用いて、事件が最初に掲載された時点（2013年11月22日）から1ヶ月間の全記事を抽出した。抽出の際に用いたキーワードは「猪瀬」で、その中から「徳洲会」との贈収賄に係る全記事を抽出した。第二に、新聞の縮刷版で実際の記事を測定した。分析の対象として抽出された記事数は41件、そのうち贈収賄に該当する人物が明確で、記事内容が当該事件に関わる98件（のべ記事数）が分析対象となった。事件当事者の内訳は、贈賄側（徳洲会）で、「本人」が55.1%と「配偶者」が1.0%、収賄側（猪瀬直樹前東京都知事）で、「本人」が44.9%、「子」が2.0%となっている。今回の事件では、「徳洲会」グループが家族ぐるみで関与する事件であり、それぞれが事件当事者であることから、「本人」にコード化されるケースが多く、事件当事者の「父」「母」「兄弟姉妹」としてコードされることはなかった（表1参照）。そのため、本稿では、主に「本人」の報道の在り方に着目した。

なお、本研究で「朝日新聞」を取り上げたのは、「朝日新聞」は発行部数が多い新聞の一つであること、「明治10年代から大阪を発祥に『客観・中立』『不偏不党』の代表」（鈴木謙介、2009）の新聞であること、「犯罪と処罰をめぐる犯罪報道を基盤に、文明開化と勸善懲惡を人びとに説き示した」（土屋礼子、2002）新聞であることによる（島崎哲彦ほか、2012）。

表1 事件当事者および身内の立場 (MA)

N = 98	本人	配偶者	子	父	母	兄弟姉妹
贈賄側	54	1	-	-	-	-
	55.1	1.0	-	-	-	-
収賄側	44	-	2	-	-	-
	44.9	-	2.0	-	-	-
不明	-	21	2	-	-	-
	-	21.4	2.0	-	-	-

注) 上段：記事数、下段：パーセンテージ

②内容分析の方法

記事の内容分析にあたっては、二つのアプローチをとった。まず一つは、本研究グループがもつ既存データとの比較を念頭に、被疑者、被害者の個人情報およびプライバシーに関する分析である(島崎ほか、2013)。もう一つは、W. Russell Neuman ら (1992=2008) が提示したニュースストーリーの構造シンタックスを援用したもので、メディア・フレーム分析を試みた。

分析は、シート4枚からなるコーディングシートを用いて記事の内容分析を実施した。一つの記事のうち1人の事件当事者につき1セットのコーディングシートを用いており、たとえば1記事で3名の事件当事者が登場した場合、1記事につき3セットのコーディングシートを用いる。コーディングシートは、「新聞名」「掲載年月日」「記事掲載刊別」「記事の掲載面」「記事の種類」「記事分類」「時期分類」「写真掲載の有無」の基本項目に加え、個人情報およびプライバシーに関連する項目、およびニュースストーリーの構造シンタックスに関連する項目で構成される。

前者の個人情報およびプライバシー情報に関連する項目は、事件当事者およびその家族を対象に、それぞれの「呼称」「住所(所在地)」「個人属性に関する情報」「写真・イラスト」の掲載状況の確認をおこなった。加えて、「祖父」「祖母」「その他の親族(肉親を含む)」「友人」「知人」「同級生」「恋人・愛人(元恋人・元愛人も含む)」「職場関係者」「その他の関係者」についても、記事への登場の有無を確認した。

後者のニュースストーリーの構造シンタックスに関連する分析では、W. Russell Neuman らがコード化した「フレーミング」「事実」「分析」「意見」の4つの内容カテゴリーを採用した。ここでは「フレーミング」という概念を、一つは、ジャーナリストがニュースイベントをより広範囲な社会的・歴史的文脈に位置付けるフレーミングの意味、もう一つは、個人がニュースイベントを個々人の生活空間の観点で解釈しようと試みることを意味で用いている。4つの内容カテゴリーの詳細は以下の通りである(W. Russell Neuman ら、1992=2008:78)。

a. 「フレーミング」

問題の表明、良いタイミングでのストーリーの設定、教訓的な予言を含む

b. 「事実」

事件、人びと、場所、対象についての立証可能な表明を含む

c. 「分析」

複数の政策選択肢の考えられる結果の予想や表明、原因や影響の説明、それぞれの問題についての今後の予想、定義や具体例を指す

d. 「意見」

イシューに関する感情的な表現や特定の見解についての評価である

1つのフレーズに「意見」と「事実」の両方が含まれる場合には、そのフレーズはそれら2つのカテゴリーにコードし、それぞれの記事量を測定した。それぞれのカテゴリーの記事量については、縮刷版の1記事の全体量（面積）を100として、それぞれのカテゴリーの分量を測定し、各カテゴリーの構成比率を算出した。

W. Russell Neuman ら (1992=2008:72) の「私たちは、事実、分析、意見の表明を区別するのが難しいことに注意した」という指摘のとおり、分析の精度には検討の余地があることは否めないが、十分配慮しながら記事内容のカテゴリー化を実施した。

(2) 個人情報およびプライバシー情報の開示

個人情報およびプライバシーに関する情報の開示については、「氏名」「呼称」「住所」「個人属性に関する情報」「写真／イラスト」の順に以下に記述する。

「氏名」「呼称」については、事件当事者「本人」は「氏名」(92.9%)や「名字のみ」(53.1%)と、「敬称(さん、氏など)」(61.2%)や「現職の肩書・階級による呼称」(69.4%)との組み合わせ

表2 事件当事者および身内の呼称 (MA)

	氏名 (名字と名前の 両方がある)	名字 のみ	名前 のみ	氏名を呼び捨て	名字で呼び捨て	名前で呼び捨て	敬称 (さん、氏など)	前職の肩書・階級	現職の肩書・階級	被疑者	容疑者	被告／被告人	受刑者	その他の呼び方	匿名
N = 98															
本人	91 92.9	52 53.1	26 26.5	-	-	-	60 61.2	26 26.5	68 69.4	-	2 2.0	-	-	13 13.3	-
配偶者	-	-	1 1.0	-	-	-	-	-	-	-	1 1.0	-	-	21 21.4	-
子	1 1.0	1 1.0	2 2.0	-	-	-	-	3 3.1	-	-	-	-	-	2 2.0	-

注) 上段：記事数、下段：パーセンテージ

表3 事件に関係する住所の記載 (MA)

N = 98	都道府県まで 記載あり	市区町村まで 記載あり	市区町村以下 の記載あり	該当なし
本人	9 ----- 9.2	24 ----- 24.5	1 ----- 1.0	64 ----- 65.3
配偶者	3 ----- 3.1	1 ----- 1.0	- ----- -	95 ----- 96.9
子	1 ----- 1.0	- ----- -	- ----- -	97 ----- 99.0

注1) 上段：記事数、下段：パーセンテージ

注2) 「父」「母」「兄弟姉妹」はすべて該当なし

で報じられる傾向にある。このうち、猪瀬直毅は「猪瀬直樹氏」という「敬称（さん、氏など）」を、徳田虎雄は「前職の肩書・階級による呼称」である「徳田虎雄元会長」を用いられることが多く、氏名等の呼び捨てがないことが特筆される（表2参照）。「現職の肩書・階級による呼称」（n = 68）は、猪瀬直樹が43件²（63.2%）、徳田毅が25件（36.8%）となり、他方、「前職の肩書・階級による呼称」（26件）はすべて徳田虎雄に該当する。

次に、「住所」については、「本人」の「市区町村まで」の記載が24.5%を占める。ただし、「該当なし」が最も多く、「本人」でも65.3%は記載されず、「配偶者」「子」はほぼ記載がない（表3参照）。なお、「市区町村まで」（n = 24）の「本人」の掲載内訳は、猪瀬直毅が15件（62.5%）で最も多く、以下、徳田虎雄（25.0%、6件）、徳田毅（8.3%、2件）、スターン・美千子（4.2%、1件）の順となる。

個人属性に関する情報は、全体として「現職での肩書・階級」（68.4%）と「職業」（67.3%）が多く、次いで、「年齢」（36.7%）、「前職での肩書・階級」（35.7%）、「勤務する／していた企業」（27.6%）が多く、「年齢」を除き、職業に関する項目の記載が目立つ。なお、「学歴」「出身地」「自宅住所（都道府県まで）の記載」「自宅住所（市区町村以下）の記載」「性格・人間性（内面的なもの）」「経済状況」「実家関係事項」「勤務する／していた勤務先の経済状況」の記載はなかった（表4参照）。

事件当事者別にみると、「現職での肩書・階級」（n = 67）は、猪瀬直毅（64.2%、43件）が最も多く、徳田毅（34.3%、23件）が続く。「職業」（n = 66）も同様に、猪瀬直毅（62.1%、41件）と徳田毅（37.9%、25件）が多い。「年齢」（n = 36）の記載件数は、全体的に少なくなるが、すべての当事者で記載される。「前職での肩書・階級」（n = 35）は、徳田虎雄が26件（74.3%）、猪瀬直毅が8件（22.9%）となり、「勤務する／していた企業」（n = 27）は、徳田虎雄（96.3%、26件）がほとんどを占める（表4参照）。

「写真／イラスト」の掲載件数は、総数で23件である。全体としては、猪瀬直毅に関する写真やイ

表4 事件当事者別 個人属性に関する記載 (MA)

	性別	年齢	学歴	出身地	自宅住所 (都道府県まで) の記載あり	自宅住所 (市区町村まで) の記載あり	自宅住所 (市区町村以下) の記載あり	性格・人間性 (内面的なもの)	経済状況	実家関係事項	勤務する/ していた勤務先の 経済状況	職業	勤務する/ していた企業名	勤務する/ していた官公庁名	所属する/ していた政党名	前職での肩書・階級	現職での肩書・階級
N = 98																	
全体	-	36	-	-	-	3	-	-	-	-	-	66	27	13	1	35	67
	-	36.7	-	-	-	3.1	-	-	-	-	-	67.3	27.6	13.3	1.0	35.7	68.4
猪瀬直毅	-	18	-	-	-	3	-	-	-	-	-	41	-	13	-	8	43
	-	50.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	62.1	-	100.0	-	22.9	64.2
徳田虎雄	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	-	-	26	1
	-	27.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	96.3	-	-	74.3	1.5
徳田 毅	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	1	-	1	-	23
	-	16.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37.9	3.7	-	100.0	-	34.3
スターン・ 美千子	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	-	2.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.9	-
徳田秀子	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	2.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1) 上段：記事数、下段：パーセンテージ

注2) 当事者別の集計は、それぞれの項目のnを全体(100)として算出した

ラストが多い。当事者別の内訳は、「顔写真」は徳田秀子を除く全員が掲載されており、「事件に関係する建物などの写真」の1件は徳田虎雄に関連する写真、「その他の写真／イラスト」はすべて猪瀬直毅に関するものである(表5参照)。全体の「写真／イラスト」のうち猪瀬直毅の「写真／イラスト」掲載率は65.8%であった。

5. 犯罪報道の比較

先の「猪瀬東京都知事政治資金問題」記事の内容分析をみる限り、殺人事件報道における被疑者・被害者の報道(大谷奈緒子ら、2015)に比べて、個人情報およびプライバシー情報の開示は少ない傾向にあった。この傾向は「猪瀬東京都知事政治資金問題」にみる政治・経済事件特有のものなのか。

表5 事件当事者別 写真／イラストの掲載 (MA)

N = 98	顔写真	連行写真	事件に関する 建物などの写真	顔イラスト	法廷スケッチ	その他の写真 ／イラスト
全体	5	-	1	-	-	17
	5.1	-	1.0	-	-	17.3
猪瀬直毅	2	-	-	-	-	17
	40.0	-	-	-	-	100.0
徳田虎雄	1	-	1	-	-	-
	20.0	-	100.0	-	-	-
徳田 毅	1	-	-	-	-	-
	20.0	-	-	-	-	-
スターン・ 美千子	1	-	-	-	-	-
	20.0	-	-	-	-	-

注1) 上段：記事数、下段：パーセンテージ

注2) 当事者別の集計は、それぞれの項目のnを全体(100)として算出した

注3) 「徳田秀子」は掲載がなかったため、表記から外した

以下では、「猪瀬東京都知事政治資金問題」の報道傾向について、過去のケース「鈴木宗男の政治資金に係る事件」³⁾(島崎ら、2013)と比較をすることで、政治・経済事件における報道内容の推移について検討した。

(1) 「鈴木宗男の政治資金に係る事件」の分析知見との比較

① 「鈴木宗男の政治資金に係る事件」の分析知見

事件当事者「本人」(n = 121)の呼称に関しては、「氏名」(74.4%、90件)が最も多く、以下、「現職の肩書、階級」(52.9%、64件)、「名字のみ」(48.8%、59件)、「被告／被告人」(47.1%、57件)と続く。そのほか、「氏名呼び捨て」は7.4%(9件)、「名字呼び捨て」は5.0%(6件)、「名前呼び捨て」は0.8%(1件)となり、「呼び捨て」による掲載があることがわかる。なお、「敬称(さん、氏など)」は16.5%(20件)であった。

「呼び捨て」のうち、鈴木宗男の「氏名呼び捨て」は6件(66.7%⁴⁾)、「名字呼び捨て」は3件(50.0%)、「名前呼び捨て」は1件(100.0%)で、他方、「敬称(さん、氏など)」の掲載は15件(75.0%)であった。鈴木宗男は2002年6月20日に逮捕されていることから、「容疑者」(44.4%、4件)や「被告／被告人」(50.9%、29件)の呼称も用いられている。

事件当事者「本人」の事件関係住所の掲載については、「該当なし」(77.0%、94件)が多く、全体的に掲載されることは少ないが、それでも「市区町村まで」は16.5%(20件)、「都道府県まで」「市区町村以下」はともに5.0%(6件)の記載があった。そのうち、鈴木宗男に関しては、事件関係住

所の「都道府県まで」が5件(83.3%)、「市区町村まで」が6件(30.0) %、「市区町村以下」が4件(66.7%)となる。

事件当事者「本人」の個人属性に関する掲載については、「職業」(75.2%、91件)、「年齢」(62.8%、76件)、「現職での肩書、階級」(51.2%、62件)の掲載率が高く、そのほか、「前職での肩書、階級」(38.0%、46件)、「勤務する／していた企業名」(22.3%、27件)、「所属する／していた政党名」(14.0%、17件)、「勤務する／していた官公庁名」(6.6%、8件)となった。他方、「自宅住所(市町村以下)」(3.3%、4件)、「学歴」「出身地」「自宅住所(市町村まで)」(それぞれ1.7%、2件)など、勤務・職務の属性以外の掲載件数は多くはない。

鈴木宗男の属性の掲載については、「職業」が36件(39.6%)、「年齢」が36件(47.4%)、「現職での肩書、階級」が25件(40.3%)、「前職での肩書、階級」が26件(56.5%)、「所属する／していた政党名」が16件(94.1%)、「勤務する／していた官公庁名」が6件(75.0%)であった。当事者全体のうち、「自宅住所(市町村まで)」「自宅住所(市町村以下)」「性格・人間性」の掲載はすべて鈴木宗男のものであった。そのほか、「経済状況」「出身地」「学歴」(それぞれ1件、50.0%)などが記載された。

事件当事者「本人」の「写真／イラスト」の掲載率は15.7%で、その内訳は、「顔写真」が4.1%(5件)、「事件関係の建物などの写真」が2.5%(3件)、「顔イラスト」が1.7%(2件)、「連行写真」と「法廷スケッチ」がともに0.8%(1件)、「その他」が10.7%(13件)であった。鈴木宗男の場合は、「顔写真」が4件(80.0%)、「連行写真」が1件(100.0%)、「事件関係の建物などの写真」が2件(66.7%)、「顔イラスト」が2件(100.0%)、「法廷スケッチ」が1件(100.0%)、「その他」が12件(92.3%)であり、「写真／イラスト」全体の73.5%は鈴木宗男のものであった。

② 2つの事例報道の比較

「鈴木宗男の政治資金に係る事件」と「猪瀬東京都知事政治資金問題」のコーディング手法³は若干異なるが、分析結果の比較によって、事件当事者(「本人」)の報道の傾向を考察する。前掲のとおり、鈴木宗男に関しては、その掲載数は多くはないものの、「市区町村以下」の住所、「性格・人間性」「経済状況」「出身地」「学歴」が掲載されており、個人情報およびプライバシー情報が少なからず公開されている。それに対し、猪瀬直毅は、自宅住所は「市区町村まで」の記載で、「性格・人間性」「経済状況」「出身地」「学歴」などの掲載は一切ない。「写真／イラスト」についても、鈴木宗男は、全「写真／イラスト」のうち73.5%の掲載であるが、猪瀬直毅は65.8%で、僅かではあるが掲載率は下がっている。明らかに個人情報およびプライバシー情報の開示は減少してきており、このような報道の個人情報およびプライバシー情報掲載率の経年変化は、前稿の殺人事件の報道(大谷ら、2015)でも確認できている。

また、「呼称」に関しては、「猪瀬東京都知事政治資金問題」において、氏名など、呼び捨てでの報道はみられず、「敬称(さん、氏など)」や「前職の肩書・階級による呼称」で報じられる。これに対

し、鈴木宗男は、問題発覚から逮捕前の期間に限定して考察しても、呼び捨てで報じられることがあり、2013年の事件報道においては、人権尊重の側面からの変化もみられる。

6. ニュースストーリーの構造シンタックスの検討

Entman, R. M (1993) による、ニュースの「何が問題なのかの明確化、因果関係の解釈、道徳的評価、望ましい対処方法を促すこと」というフレーミング効果を検討する一助として、ニュースストーリーの構造シンタックスの分析を試みた。W. Russell Neuman らは、テレビ、報道雑誌、新聞の3つのメディアのニュースストーリーの構造シンタックスの分析を行い、「フレーミング」「事実」「分析」「意見」の4つの内容カテゴリーのうち、テレビでは問題の「フレーミング」に報道の冒頭のおよそ45%⁵が割かれるが、その後「フレーミング」は急激に減少すること、報道雑誌も新聞もストーリーの最初でイシューを「フレーミング」するが、報道雑誌は最初の方に「意見」が、新聞は最初の方に「事実」が現れると結論付けている (1992=2008:72)。

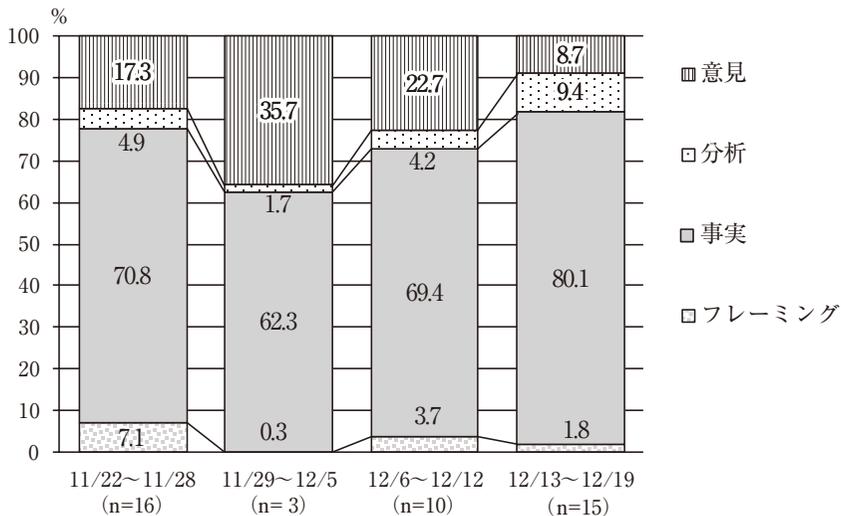
図1は、報道の期間を1週間ごとに区切り、4つの内容カテゴリーの割合の推移を表している。全体的に「事実」が多いが、そのほかをみると、報道の第1週(2013年11月22日～28日)は、読者に対し事件のフレームを規定するような、問題の表明やストーリーの設定、展開を示す「フレーミング」(7.1%)が若干増える。第2週(2013年11月29日～12月5日)になると、「意見」(35.7%)が増え、全体の1/3を超える。第3週(2013年12月6日～12日)は、「意見」(22.7%)が増えてはいるが、再び第1週目の構成と類似する。第4週(2013年12月13日～19日)では「事実」(80.1%)が8割を占めるが、ほかの週に比べて「意見」(8.7%)は減少し、他方、「分析」(9.4%)が増えている(図1参照)。

各週の記事の分量において「事実」が多いほか、第1週では「フレーミング」からはじまり、第2週から第3週で「意見」、第4週で「分析」が多くなるなど、「事実」報道だけではなく、事件が経過するのにしたい「意見」から「分析」という報道の傾向が確認できる(図1参照)。本分析対象には2件の社説を含むが、それを考慮しても「フレーミング」「分析」「意見」の掲載は多い。

竹下(2003:2)は、「特定の争点に対するメディアの描写の仕方(メディアフレーム)は、受け手の解釈枠組み(受け手フレーム)に影響を与え、さらにはその争点に対する特定の評価傾向をも誘発する」ことをフレーミング効果と仮定しているが、ニュースの各内容カテゴリーをどのように伝達するのかによって、マスコミの受け手である人びとの情報(争点や出来事)の解釈の枠組みに影響を及ぼすといえよう。新聞記事の中では最初に「フレーミング」が多いことで、人びとがニュースを解釈する際の尺度となり、後に、新聞社の「分析」や「意見」を提示することで、犯罪や事件の理解、解釈、心象へ影響を与える可能性が示唆される。

本研究では、マスコミ報道の送り手の視点から、ニュースストーリーのフレームの構造について分

図1 内容カテゴリーの推移 (2013年11月22日～12月19日)



注1) 1週間ごとの平均は、各カテゴリーのグループの平均を算出した

注2) 11月24日、12月12日は社説記事1件を含む

析を行ったが、報道の受け手のニュースへの評価や解釈については、次稿に譲る。

おわりに

これまで犯罪報道に関する問題は、報道される者の人権やプライバシーという観点から議論されてきた。過去の報道と比較すると、殺人事件、政治・経済事件ともに、現在の犯罪報道の傾向として、個人情報およびプライバシーに配慮した報道がなされてきていることがうかがえる。しかし、本研究からは、殺人事件の被疑者、被害者の多くは一般の市民でありながらも、個人情報およびプライバシーが暴かれやすい傾向は依然変わらないのに対し、公人の個人情報およびプライバシーは一層保護されている点が明らかとなった。報道される者の社会的な立場に偏らない報道がなされるよう、報道の在り方には検討の余地がある。

本論文ではニュースのフレームを新聞報道に限定して分析したが、今後、メディア・フレームを総じて論じるためにも、W. Russell Neumanらが実施したようなテレビニュースや雑誌報道なども含めた検討、および受け手のフレーミングの影響についても論考が求められると考える。

註

- 1 本研究は、2012～2015年度科学研究費補助金（基盤研究（C））（研究代表者大谷奈緒子）で実施した「犯罪報道における問題の顕在化と受け手の報道評価に関する実証的研究」の研究成果の一部を発表するものである。本研究の構成員は、共著者の他に、島崎哲彦（東洋大学現代社会総合研究所）、赤尾光史、薬師寺克行

(東洋大学)、川上孝之(明海大学)、松本憲始(東洋大学)、伊達康博(帝京大学)、緒川直人(東洋大学)、柳瀬公(東洋大学)、福田朋実(東洋大学現代社会総合研究所)。

- 2 事件当事者別のパーセンテージは、それぞれの項目のnを全体(100)として算出している。そのため、記事数および(nに対する%)の表記を用いた。事件当事者別のデータ表記については以下、同様である。
- 3 分析対象となる記事は、「朝日新聞」のデータベースから、事件が報じられた2002年2月1日から2012年3月31日までの全記事を抽出した。抽出の際に用いたキーワードは「鈴木宗男」で、その中から政治資金に係る全記事を抽出した。分析の対象として抽出された記事数は700件、そのうち贈収賄に該当する人物が明確で、記事内容が当該事件に関わるもの120件が分析対象となった。鈴木宗男に関連する政治資金に係る主な事件は、①ムネオハウス事件、②国後島ディーゼル発電施設事件、③やまりん事件、④島田建設事件、⑤イスラエル学会事件、⑥政治資金規正法違反事件、⑦モザンビーク共和国洪水災害国際緊急援助隊派遣介入事件となり、事件当事者は鈴木宗男を含め35名となる。コーディングに用いたシートは、「猪瀬東京都知事政治資金問題」と同じ項目から成るが、登場数を確認する目的から、1枚のコーディングシートに1ヶ月分の登場を上書きする形をとっている。
- 4 鈴木宗男のパーセンテージは、それぞれの項目のnを全体(100)として算出している。そのため、記事数および(nに対する%)の表記を用いた。鈴木宗男のデータ表記については以下、同様である。
- 5 W. Russell Neumanら(1992=2008:68)の研究では、テレビ、新聞、報道雑誌のニュース報道の差異のパターンを明らかにするために、まず、ストーリーの長さをはかり、次に、100語ごとへの換算を行い、情報の密度の指標とした。

《引用文献》

- 大谷奈緒子・四方由美・川島安博・小川祐喜子・川上孝之(2015)「時間・空間フレームにおける犯罪報道研究」『東洋大学社会学部紀要』第53-1号: pp. 31-46
- 島崎哲彦・大谷奈緒子・小川祐喜子・伊達康博・柳瀬公・福田朋実・赤尾光史・四方由美・川上孝之(2012)「犯罪報道における被疑者および被害者の実名とプライバシーの取り扱い—明治期から現代までの変遷と問題点に関する実証的研究—」『東洋大学21世紀ヒューマン・インタラクティブ・リサーチ・センター研究年報』第9号: pp. 3-15
- 島崎哲彦・大谷奈緒子・松本憲始・川島安博・川上孝之・伊達康博・赤松光史・柳瀬公・四方由美(2013)「犯罪報道における被疑者の実名とプライバシーの取り扱い—『鈴木宗男事件』を事例とした『政治経済事件』の報道分析から—」『東洋大学21世紀ヒューマン・インタラクティブ・リサーチ・センター研究年報』第10号: pp.11-19
- 鈴木謙介(2009)「ジャーナリズムの社会的意義と新しいメディア」浜田純一・田島康彦・桂敬一編著『新聞学』日本評論社
- 竹下俊郎(2003)「メディア・フレーミング効果に関する実証的研究」『平成12、13年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))研究成果報告書』
- 土屋礼子(2002)『大衆紙の源流—明治期小新聞の研究—』世界史思想社
- 牧野智和(2012)「犯罪報道研究の現状と課題」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊』20号-1: pp. 13-24
- 水野志保(2005)「少年事件報道のフレーミング—佐世保・小6死亡事件のケース—」日本社会心理学会大会発表論文集 第46回大会(2005年)ポスター発表
- Entman, R. M. (1993) Framing: Toward clarification of a fractured paradigm. *Journal of Communication*, 43 (4)
- McCombs, M. E., & Shaw, D. L. (1972) The agenda-setting function of mass media. *Public Opinion Quarterly*, 36, 176-187. (谷藤悦史編訳(2002)「マス・メディアの議題設定の機能」谷藤悦史・大石裕編訳『リーディングス政治コミュニケーション』—藝社)
- W. Russell Neuman, Marion R. Just, Ann N. Crigler (1992) *Common Knowledge: News and the Construction of Political Meaning*, 1992, *The University of Chicago Press*. (川端美樹・山田一成監訳(2008)『ニュースはどのように理解されるか』慶應義塾大学出版会)

【Abstract】

Framing Analysis of Criminal Reports

Naoko OTANI

Yumi SHIKATA

Yasuhiro KAWASHIMA

Yukiko OGAWA

This paper is the second in the series “Framing analysis of criminal reports in the Japanese Media” (“THE BULLETIN OF THE FACULTY OF SOCIOLOGY, TOYO UNIVERSITY” vol.53- 1 (2015)). The objectives of this study are twofold: (1) to examine how privacy/personal information related to criminal cases is reported in the Japanese media based on quantitative analyses; and (2) to investigate the foundation on which the Japanese media’s reporting of criminal cases is based from the perspectives of “frame” (i.e. framing, fact, analysis, and opinion). Our analyses are based on the Bribery case in which Tokyo Governor Naoki Inose was made notorious by corruption in 2013.